

1.目的

法人の理念「個人の尊厳を大切にし、すべての人が心身共に健やかに育成されるよう支援します」に基づいて、その家庭の生活習慣を知り、文化を理解・尊重し寄り添う保育を提供する。

2.イスラム教とは

7世紀初めにアラビアのモハンマドが預言者として神から授かった宗教で、キリスト教・仏教とともに三大宗教の1つである。唯一神である「アラー」を信じる一神教で、「コーラン」を聖典とする。長い歴史の中でいくつもの宗派に分かれている。世界各地、特に東南・中央・南・西アジアや北アフリカに約20億人（世界人口の約4分の1）もの信者がいる。イスラム教徒（ムスリム、ムスリマー）の人口の多い国はパキスタン、インドネシア、バングラディシュ、インドなど。

3.戒律（シャリヤー（イスラム法））について

イスラム教徒の生活は戒律で細かく定められているが、戒律を守り、実践する上での厳密さは、生まれ育った国や地域、家族の習慣、各々の状況判断によって個人差がある。そのため、保護者、園児と丁寧にコミュニケーションをとることが大切になる。

<HALAL（ハラル）=許可されていること。HARAM（ハラム）=禁止されていること・禁忌 >

◎食のハラル

- ① 「口にすることを禁じられている動物の肉やそれに由来するものを含んでいないこと」
 - ② 「（合法なものであっても）イスラム法にのっとって処理されていること」
 - ③ 「製造・加工・調理の過程や道具などが禁忌とされるものに汚染されていないこと」
- ②③まで必要かどうかは保護者との話し合いが必要

◎食のハラム（①について、禁じられているものには主に下記のものがある）

- ・豚 豚肉には、豚肉由来成分を含む食品（ブイヨン、ゼラチン、肉エキス、ラード、ショートニングなど）も含まれる。とんかつなど、豚肉を揚げた後の油も使わない。食べるだけでなく、写真やイラストを見ることを嫌がる人もいる
- ・アルコール 料理やデザートには、料理酒やみりん、ワインなどが、調味料や香りづけとして使われていることが多いので注意が必要になる（酢・味噌・醤油など発酵性の食品にも注意が必要）
- ・血液 肉類や魚の焼き加減と調理方法には気を付ける

食材や調理方法などを可能な限り明らかにすることで、安心して判断してもらうことができる。

◎生活について

▽宗教的儀礼など

- ・偶像崇拜や他宗教の神仏像を拝むなどの行為は禁じられている。クリスマス、花まつりなどの宗教行事には参加しないことが多い
- ・一日に5回の礼拝や、ラマダーン月に行う（日の出から日没までの）断食などがある
- ・こうした様々な戒律が定められているが、義務となるのは10歳ごろからで、乳幼児は免除されることが多い
- ・年に2回の大きなお祭り（断食明けと巡礼の最終日の犠牲祭）のときにはこどもたちも休ませることが多い（イスラム暦によるので変化する）

▽生活習慣など

○一般的なこと

- ・頭は神聖なものと考えられているため、けがなど緊急の場合を除いて、人の頭を（こどもの頭も）触らない
- ・左手は不浄と考えられているので、物の受け渡しや食事の配膳などの際には、左手で行わないように注意する
- ・犬は不浄な動物と考えられているため、近付くことを嫌う人もいる

○服装の習慣

- ・露出の多い服は、特に女性は避けられがちである。また着替えは別室を希望することもある
- ・女性は、家族以外の男性に対して髪を隠すことが礼儀である

★次のようなことについては、保護者と相談する。

- ・食事の前に、「手を合わせて『いただきます』と言う」日本の習慣も、宗教儀式とみなされる可能性がある。
- ・髪を隠すためのヒジャブなどは、遊具にひっかかるなど事故につながる可能性もある。

4.対応方法

- ・対応の際は、通訳アプリを使用するか区役所から通訳者の派遣を依頼し、保護者あるいは保護者の代理人との間で、宗教対応について双方の理解に食い違いが起こらないようにする
- ・献立表や同意書は、やさしい日本語、ひらがな表記やローマ字表記などで作成し、保護者に伝わるよう配慮する
- ・同意書は、双方の理解を深めるためのものであり、内容の変更はいつでも相談にのるということを保護者に理解してもらおう（変更の可否については施設の状況による）
 - ・宗教を持つ家庭の園児の正確な情報を全職員が共有する

5.対応手順

▽宗教児の把握

- ・宗教について保育園での配慮が必要な場合は、その主旨を説明し、保護者に申し出てもらう

▽保護者との面談

- ・保護者、園長、担任、栄養士と面談を行う（必要な場合は区役所に通訳者の依頼をする）
- ・宗教上食べてはいけないもの、してはいけない行為などを話し合い、保護者とともに宗教対応に関する同意書に、1つずつ確認しながら記入する
- ・面談後、記入事項に相違がなければ、保護者に確認署名をしてもらう

▽毎月の献立表のチェック

- ・毎月配布をする献立表について、保護者が除去対象の食品を確認し、提出する。
- ・確認してもらった献立表は、担任と給食室でダブルチェックをする
- ・代替え献立表を作成し、確認してもらった献立表のコピーとともに保護者へ返却する

▽職員の共通認識

こどもの状況や保育園での対応について、全職員が共通理解する

マニュアル作成：なでしこ公園保育園

協力：「やさしい日本語」を広める会

アドバイザー：エニ・レスタリ（アンニサ・シャリハー）